

令和 5 年度 財形貯蓄募集の御案内

(一般財形・住宅財形・年金財形)

申 込 期 間

令和 5 年 7 月 3 日(月)～7月10日(月)

埼玉県教育局教育総務部福利課

電話 048-830-6706

はじめに

福利厚生事業の一環として教職員の計画的な財産形成や住宅取得資金づくり、退職後の生活安定の一助とするため、令和5年度の『財形貯蓄』の新規申込を受け付けます。

是非この機会に加入してください。

財形貯蓄とは、『勤労者財産形成促進法』に基づく制度で、教職員と金融機関が契約した積立金を県教育委員会が毎月の給料や期末・勤勉手当（以下、「給料等」という。）から控除し、金融機関へ預入代行する貯蓄制度です。住宅財形と年金財形については、特典として利子所得の非課税措置（元利合計又は払込保険料累計額550万円まで）が受けられます。

なお、財形貯蓄もペイオフの対象となり、契約金融機関の他の預金等と合算されます。
詳しくは、契約金融機関にお尋ねください。

育児休業を取得される方々へ

育児休業等（子が3歳に達するまで）の期間中は、財形貯蓄の預入を中断することができます（平成27年4月1日から、財形非課税貯蓄（財形年金）及び財形非課税住宅貯蓄（財形住宅）制度における「育児休業等取得者の継続適用特例」制度がスタート。）。

注 意 事 項

1. 事前の手続が必要です。
育児休業を取得する方が継続適用特例を利用して育児休業期間中に払込みを中断するためには、育児休業の開始日までに、年金財形（住宅財形）を契約している契約金融機関に所定の申告書等を提出する必要があります。
2. 職場復帰直後の払込み再開手続が必要です。
職場復帰直後の払込みを行うべき日（原則、職場復帰後最初の給与支払日）に振り込みを再開していただくことが必要です。
（再開されない場合は、非課税措置の適用が受けられなくなります。）
3. 申告書等は、各契約金融機関にあります。
※一般財形・年金財形・住宅財形の詳細については、末尾のお問合せ先の各取扱金融機関にお尋ねください。

手 続 等

各契約金融機関に育児休業等の継続適用申告書（様式12号）等の提出が必要となります。

個人番号の取扱について

各金融機関では、財形貯蓄の申込手続に関して個人番号を収集し、マイナンバー法に定める利用目的の範囲で取り扱います。

利用目的の詳細については、各取扱金融機関のお問合せ先への照会又はホームページで確認してください。

個人情報の取扱について

各取扱金融機関では、個人情報を、財形貯蓄の申込手続等のほか、各金融機関の利用目的の範囲で取り扱います。

また、埼玉県職員財産形成貯蓄（一般・年金・住宅）の事務手続等に必要範囲で各取扱金融機関等の間で相互に提供します。

なお、利用目的の詳細については、各取扱金融機関のお問合せ先への照会又はホームページで確認してください。

財形貯蓄の申込み

埼玉県財産形成（貯蓄・住宅貯蓄・年金貯蓄）申込書を各所属所に出向いた取扱金融機関の募集担当者から受け取るか、又は取扱金融機関から取り寄せ、申込書に必要事項を記入の上、受付期間内に直接取扱金融機関へ提出してください。

申込受付期間

令和5年7月3日(月)から7月10日(月)まで

加入資格

県から給料の支給を受けている教職員。

ただし、次の教職員は対象となりません。

① 臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員、再任用職員（再任用者は、新規申込みはできません。再任用前からの継続のみできます。）

② 出向している教職員（市町村教育委員会等への出向で県から給料の支給を受けていない者。）

なお、年金財形及び住宅財形については申込時現在で満55歳未満の者に限ります。

積立方法

1回の積立額は、1,000円の整数倍で、次のいずれかの方法で積立てができます。（損害保険会社は、最低積立額が3,000円）

① 毎月の給料からの積立て

② 毎月の給料と6月・12月の期末・勤勉手当からの併用積立て

（注）6月と12月の期末・勤勉手当のみの積立てはできません。

給与控除積立開始日

令和5年9月の給料から控除し、積立てを開始します。

加入後の変更

① 積立金額の変更……………年1回（新規申込期間に同じ。）

② 積立ての中断・再開……………中断・再開しようとする月の前月10日まで。

なお、12月の期末・勤勉手当からの中断は、10月末までに提出。中断期間については、年金財形及び住宅財形について2年未満（一般財形については原則期限なし、ただし損保型は2年の制限あり。）。

ただし、具体的な中断期間の取扱については、取扱金融機関によって異なる場合がありますのであらかじめ契約先の金融機関に御確認ください。

なお、育児休業等の中断・再開についても契約先の金融機関に御確認ください。

③ 氏名・住所等の変更……………速やかに提出してください。

いずれも直接金融機関に所定の用紙を提出願います。

解約・払出

所定の用紙により直接金融機関に提出願います。

① 一部払出……………一般財形の場合は1年経過後からできます。

年金財形は原則としてできません。

住宅財形は目的にかなえばいつでもできます。

② 解約……………毎月25日までに申込みできます。

（11月は10日まで）

※なお、一部払出金、解約金を他金融機関へ振り込む場合は、振込手数料がかかる場合があります。

残高の通知

毎年3月及び9月末日現在の残高報告が契約金融機関から加入者あてに直接送付されます。

今後の募集

毎年7月に申込みを受け付けます。

（給与控除積立は9月からとなります。）

一般財形貯蓄制度

■一般財形貯蓄とは

一般財形貯蓄は、教職員が銀行などの金融機関と締結した次の要件を満たす契約に基づき、給料等からの控除によって積立てを行う貯蓄です。

■一般財形貯蓄契約の要件

- ① 積立ては、県教育委員会が教職員の給料等から控除して教職員に代って払い込む方法により行うこと。
- ② 3年以上の期間にわたって定期的に積み立てること。
- ③ 積立てを開始してから1年間は払出しをしないこと。
- ④ 1人1契約に限られること。

■貯蓄の目的は“自由”

財形貯蓄の目的は特に定める必要はなく、

- 教育資金
- 結婚資金
- レジャー資金
- 不時の備えなど何でも自由です。

■メリット

- ① 知らず知らずのうちに財産づくりができます。

積立金は、給料等から控除されますので、手間がかからず知らず知らずのうちに財産づくりができます（ただし、利子・配当・差益については20.315%の分離課税となります。）。

- ② 必要なときには、自由に払戻しできます。

1年経過後は必要なときにはいつでも、一部を払戻しできます。

■一般財形貯蓄の預替え制度

一般財形貯蓄に3年以上の期間継続加入している場合、今まで貯蓄していた金融機関との契約を解約して、その貯蓄残高を新しく契約した金融機関に預替えることができます。

ただし、以下の点に留意してください。

- 商品によっては、解約手数料がかかります。
- 新しい金融機関へ預替えるための送金手数料がかかることがあります（元利金から差し引いて送金となります。）。
- 中途解約利率が適用される場合があります。

■その他

生命保険会社の財形貯蓄積立保険及び損害保険会社の財形貯蓄障害保険は、3,000万円が保険料払込限度額になります。

財形住宅貯蓄制度

■財形住宅貯蓄とは

財形住宅貯蓄は、教職員と金融機関とが下記の要件を満たす契約に基づき、持家としての住宅取得等の頭金づくりを目的として給料等からの控除によって積立てを行う貯蓄です。

■メリット

- ① 計画的に住宅資金づくりができます。

積立金は、給料等から控除されますので、手間がかからず計画どおり着実に住宅資金づくりができます。

- ② 元利合計550万円まで利子・配当は非課税扱いが受けられます。

住宅財形と年金財形合わせて元利合計550万円（生命保険・損害保険の場合払込保険料累計額で550万円）までの利子は非課税扱いが受けられますので、より早く住宅資金づくりができます。住宅取得等以外の払出し（目的外解約）をしたときは利子・配当・差益について20.315%の課税となります。

■財形住宅貯蓄契約の要件

項 目	要 件	説 明
加 入 資 格	加入者の年齢が「満55歳未満」の教職員。	● 申込時現在で満55歳未満であること。
積 立 方 法	県教育委員会が給料等から控除して教職員に代って金融機関に払い込む。	
積 立 期 間	「5年以上」の期間にわたって定期的に積み立てる。	● 5年未満でも住宅取得等の頭金へ充当するための払出しはできる。
払出しの制限	住宅取得及び増改築〔一定の要件（75万円を超える工事費用等）を満たすこと〕を目的とする場合に限られる。	● 具体的な払出し方法は下欄を参照。
契 約 の 制 限	1人1契約に限られる。	● 一般財形貯蓄、財形年金貯蓄との併用はできる。

■住宅取得等のための払出しの手続と確認事項

財形住宅貯蓄は、持家としての住宅取得等をするために払出しできることとなっていますが、その場合の手続と確認事項は次のとおりです。

払出し手続（提出書類）

①住宅取得後1年以内に全額払い出す場合には次の書類を提出すること。

- ア. 取得した住宅の登記事項証明書の写し(コピー)、住宅の登記簿謄本(抄本)の写し(コピー)のいずれかの書類。
- イ. 住宅の建設工事請負契約書の写し(コピー)、住宅の売買契約書の写し(コピー)、その他領収書等の書類の写し(コピー)のいずれかの書類。
- ウ. 住民票の写し等。
- エ. 増改築の場合は、上記書類の他、建築物の確認通知書の写し(コピー)、確認済証の写し(コピー)、検査済証の写し(コピー)、増改築等工事証明書の写し(コピー)、増改築等工事完了届(工事費用が100万円以下に限る。)のいずれかの書類。

②住宅取得前に一部払い出す場合には次の書類を提出すること。

- ア. 一部払出し（取得等の費用の額か貯蓄残高の9割のいずれか低い額まで）時に住宅の建設工事請負契約書の写し(コピー)、売買契約書の写し(コピー)(国税局、地方公共団体の公売物件、裁判所の競売物件若しくは特別売却物件又は国有財産の売却物件に係る購入権の決定の通知書の写しを含む。)、住宅の増改築等の工事の請負契約書の写し(コピー)、財形住宅貯蓄契約に係る住宅工事請負契約(売買契約)の締結予定通知書、耐震基準適合証明書の写し(コピー)のいずれかの書類。
- イ. 一部払出し日から2年以内かつ住宅取得日から1年以内に上記①の書類を提出する。その際あわせて残額を払い出すこともできる。

確認事項

- 自己名義の住宅の取得等をしたこと（土地のみの取得は住宅取得とは見なされません）。
 - 払出し日が住宅取得日から1年以内であること。
 - 住宅所在地と職員の住所が同一であること。
 - 住宅の新築・増改築、住宅（中古住宅を含む）の購入については住宅の床面積が50㎡以上であること。
 - 中古住宅については築後20年（耐火構造は25年）以内であること。
 - 建築基準法施行令または租税特別措置法施行令の規程に基づく一定の地震に対する安全性に係る基準（耐震基準）に適合するものであること。
 - 住宅取得の費用合計額が財形住宅の払出金額以上であること。
 - 増改築については75万円を超える工事費用であること。
 - 増改築等の工事のうちの居住用の部分に係る工事費用が全体の工事費用の2分の1以上であること。
- ただし、具体的な取扱については、取扱金融機関によって異なる場合がありますのであらかじめ、契約金融機関に確認すること。

財形年金貯蓄制度

■財形年金貯蓄とは

財形年金貯蓄は、教職員と金融機関とが下記の要件を満たす契約に基づき、60歳以降に年金として受け取ることを目的として在職中に給料等からの控除によって積立てを行う貯蓄です。この貯蓄には、積立期間、据置期間、年金受取期間を通じ利子非課税扱い(財)を受けられるなどの特典があります。

■メリット

①計画的な老後資金づくりができます。

積立金は、給料等から控除されますので、手間がかからず計画的に個人年金の資金づくりができます。

②退職後も利子非課税扱いが受けられます。

積立期間中はもちろん、据置期間、年金受取期間中も、元利合計550万円までの利子は非課税扱いが受けられます(生命保険、損害保険商品は払込保険料累計額で385万円まで、かつ住宅財形と合算して550万円までが非課税扱いとなります)。年金の受取以外の払出しをしたときは利子・配当・差益に20.315%が課税(生命保険、損害保険商品は差益が一時所得として課税)されます。

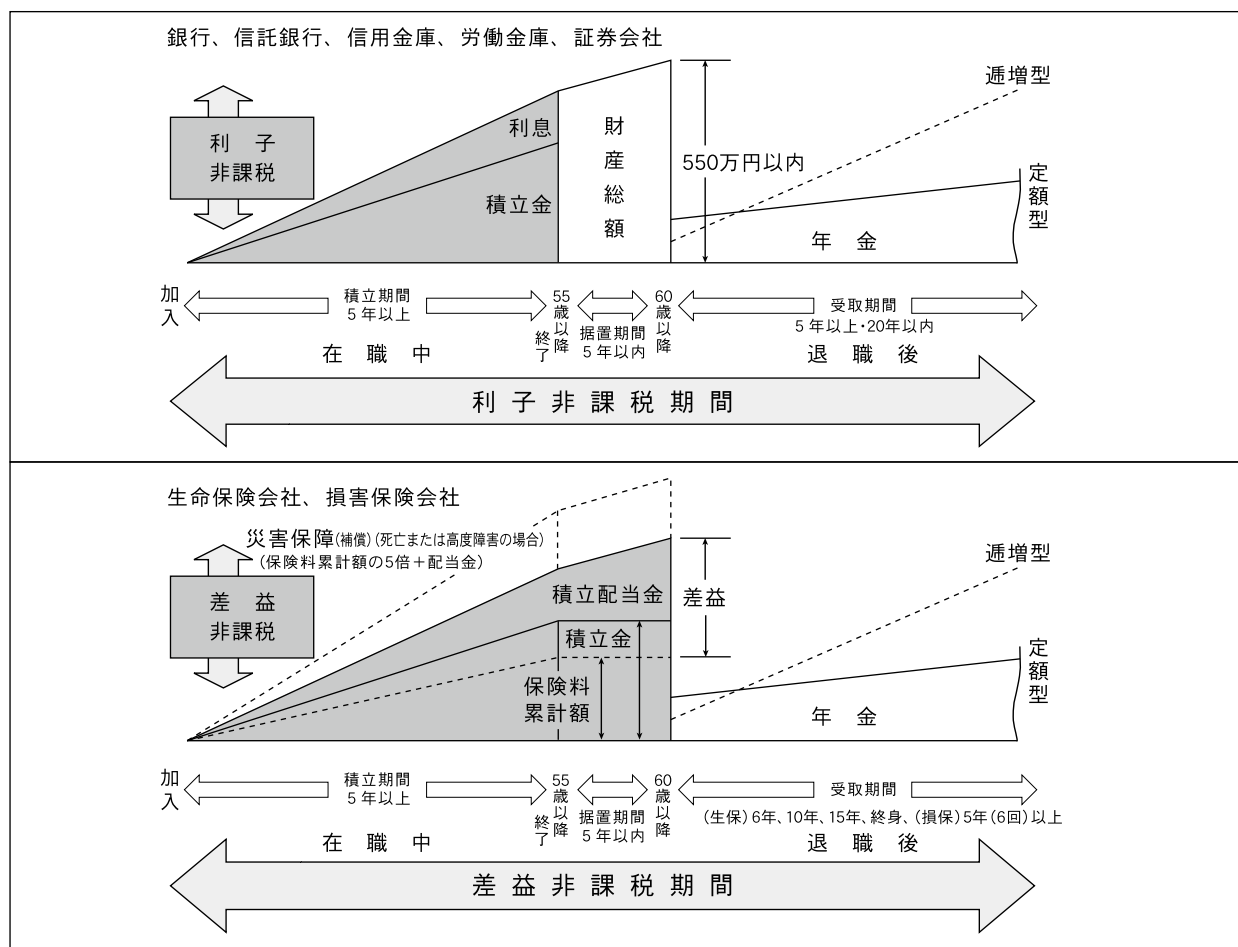
■財形年金貯蓄契約の要件

「申込時に、積立期間、受取開始日、受取方法、受取期間」を指定してください。

なお、それぞれの期間等については、次のような要件があります。

項 目	要 件	説 明
加 入 資 格	加入時の年齢が「満55歳未満」の教職員。	● 申込時現在で満55歳未満であること。
積 立 方 法	県教育委員会が給料等から控除して教職員に代って金融機関に払い込む。	● 退職金の預入はできない。
積 立 期 間	「5年以上」の期間にわたって毎年一定の時期に積立てる。	● 最終積立日は55歳以上となる年月であり、かつ毎月積立ての場合は60か月以上。
据 置 期 間	5年以内の期間で設けることができる。	● 据置期間とは、積立終了日から年金受取開始日までの期間をいう。
年金受取期間 年金受取開始日 年金受取期間	満60歳以降の契約応当日。 5年以上20年以内(ただし生保の場合終身も可能、また損保の場合、特に上限はない)の期間にわたって毎年一定の時期に受け取る。	● 年金受取開始日とは、第1回目の年金受取日をいう。
年 金 受 取 方 法	定額、定率逓増または定額逓増のいずれか。	● 取扱金融機関により異なる。
払 出 し の 制 限	年金受取以外の払出しをしない。	
契 約 の 制 限	1人1契約に限られる。	● 一般財形貯蓄、財形住宅貯蓄との併用はできる。

年金財形のしくみは次のとおりです。



詳細については各取扱金融機関に直接確認してください。

一般財形貯蓄・住宅財形貯蓄の商品概要 ※詳細は各社所定のパンフレットを御参照ください。

貯蓄の種類	貯蓄の概要	一般財形の場合
		税率(注)
期日指定定期預金 (都銀・地銀・県信連) (信金・労金)	①積立金は1年複利の期日指定定期で受入れ。 ②満期日にはそれぞれ自動継続されるエンドレス型。	20.315%の源泉分離課税
金銭信託 (信託銀行)	①積立金は金銭信託で受入れ。 ②収益金は自動的に元本に組入れ。 ③予定配当率は各社毎に毎月発表する。 ④半年複利。 (利率調整金は、信託銀行ごとに若干異なることがある。)	20.315%の源泉分離課税
財形定期預金 (新生銀行)	①積立金は、財形定期預金(半年利払型)で受入れ。 ②半年毎の利息は自動的に元本組入れ。 ③1円から無駄なく半年複利で運用。	20.315%の源泉分離課税
株式投資信託 (証券会社)	①積立金で財形専用株式投資信託「財形株投」を購入。 ②一般財形は、株式組入上限30%の「財形株投(一般財形30)」と株式組入上限50%の「財形株投(一般財形50)」の選択が可能。 住宅財形は、株式組入上限30%の「財形株投(年金・住宅財形30)」で運用。 ③株式部分の運用は東証株価指数に連動するシステム運用で行い、残りの部分は、公社債等で運用する。 ④毎年1回、利息等収益を中心に分配を行い、自動的に再投資。 ⑤元本の保証はなし。	収益分配金および解約換金時の利益に対して20.315%の源泉分離課税
財形貯蓄積立保険 (生命保険会社)	①お預り金は貯蓄積立保険で運用。 ②毎月又はボーナス時に給与天引により払込まれる保険料から③の災害死亡保障に充てる部分を控除した金額に対しその時の所定の予定利率で付利して積み立てられる。配当金額は、それぞれの支払時期の前年度決算により決定する。運用実績によっては、配当が支払われないこともある。 ③災害による死亡・高度障害の場合事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額の災害死亡・災害高度障害保険金等が支払われる。 (適用金利、解約控除率は、生命保険各社毎に若干異なることがある。) ※財形法の改正又は金利水準の低下などの著しい経済変動その他の事情の変更により、特に必要があると認めたときには主務官庁の許可を得て、普通約款の規定又は保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがある。 変更する場合には、事前にその旨を通知する。	解約・一時払出し時の利息相当部分に20.315%の源泉分離課税
財形貯蓄傷害保険 財形住宅傷害保険 (損害保険会社)	①毎月又はボーナス時に積立。 ②傷害による死亡または重度後遺障害の場合払込保険料累計額の5倍+契約者配当(ご加入2年目以降)を支払う(契約者配当は保険料のうち積立部分の運用益が予定の額を超えた場合に支払う。) ③最低保険料3,000円からの引受。 ※財形法の改正又は金利水準の低下などの著しい経済変動その他の事情の変更により、特に必要があると認めたときには主務官庁の許可を得て、普通約款の規定又は保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがある。 変更する場合には、事前にその旨を通知する。	解約時の利息相当部分に20.315%の源泉分離課税

(注)源泉分離課税には、平成25年1月より25年間、復興特別所得税が加算されます。
(所得税15%×2.1%=0.315%)

一 般 財 形 の 場 合	住 宅 財 形 の 場 合		貯蓄・契約の 保 護 概 要
	住宅取得時の払出条件	目的外払出の条件	
①1年経過後、期日指定することにより一部解約が可能。 ②解約手数料なし。	①原則として期間対応利率1年未満は中途解約利率。 ②解約手数料なし。	①払出し時から遡って5年間の利子が20.315%課税。 ②原則として期間対応利率1年未満は中途解約利率。 ③解約手数料なし。	預金保険機構により、元本1千万円までとその利息を保護。
①所定の解約手数料を差し引く。	①解約手数料なし。	①払出し時から遡って5年間の利子が20.315%課税。 ②所定の解約手数料を差し引く。	
①払戻元本1万円につき20円の中途解約調整金が差し引かれる。但し、利息の総額を超えない。他行向送金手数料はかかる。	①払戻元本1万円につき20円の中途解約調整金が差し引かれる。但し、利息の総額を超えない。他行向送金手数料はかかる。	①払出し時から遡って5年間の利子が20.315%課税。 ②払戻元本10,000円につき10円の中途解約調整金が差し引かれる。但し、利息の総額を超えない。他行向送金手数料はかかる。	
①解約手数料なし。	①解約手数料なし。	①払出し時から遡って5年間の収益分配金に対し20.315%課税。 ②解約手数料なし。	・顧客の資産は証券会社の資産と分別して保管され、破綻が生じても顧客の資産はそのまま返還される。 ・返還に支障が生じた場合は、投資者保護基金が1千万円まで補償。
①解約や一部払戻（一部契約）はいつでもできる。 ②2年未満で解約・一部払出しの場合に限り、解約控除がある。 〈解約控除率〉 ・1か月目：0.575%。 ・2か月目以降毎月0.025%ずつ減少し24か月目以降ゼロになる。 ●返戻金が払込保険料累計額を下回ることもある。 積立金は、お払込保険料から災害死亡保険金などの支払いや契約の維持運営にあてられる経費を月々控除したものに、予定利率を付利して積み立てられたもの。このため、毎月一定額を継続して払込みした場合は、 契約後*47か月以内に解約すると、返戻金が払込保険料累計額より少ない金額になる。 なお、この期間は、途中で保険料を増額した場合、または一部払出を行った場合等に*47か月間を超えることがある。 また、他金融機関からの預替えにより生命保険の財形商品に加入する場合にも、当初の積立金は預替え時の元本を下回ることがある。	①住宅取得・増改築等の払出しの場合は解約控除なし。（非課税扱）	①住宅取得・増改築以外の払出しの場合差益（利子部分）に対し20.315%の源泉分離課税扱となる。 ②①の払出しの場合2年以内の払出しに限り、解約控除がある。 〈解約控除率〉 ・1か月目：0.575%。 ・2か月目以降毎月0.025%ずつ減少し24か月目以降ゼロになる。 ●返戻金が払込保険料累計額を下回ることもある。 積立金は、払込保険料から災害死亡保険金などの支払いや契約の維持運営にあてられる経費を月々控除したものに、予定利率を付利して積み立てられたもの。このため、毎月一定額を継続して払い込んだ場合は、 契約後*47か月以内に解約または生存給付金の払出しをすると、返戻金が払込保険料累計額より少ない金額になる。 なお、この期間は、途中で保険料を増額した場合、または生存給付金の払出しを行った場合等に*47か月間を超えることがある。 また、他金融機関からの預替えにより生命保険の財形商品に加入する場合にも、当初の積立金は預替え時の元本を下回ることがある。	生命保険契約者保護機構 ◆保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時に約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがある。 ◆保険会社は、保険業法にもとづき設立された生命保険契約者保護機構に、会員として加入している。会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られるが、この場合でも、契約時に約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがある。
*お取扱いは生命保険会社により異なります。			
①解約手数料なし。	①解約手数料なし。 その時点における積立金と配当金を支払う。	①当初からの利子相当部分が20.315%課税。 ②解約手数料なし。 その時点における積立金と配当金が支払われる。	下記保護概要参照。
保護概要 ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時に約束した保険金・満期返れい金・基本年金・解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがある。 ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり、取扱各損害保険会社も加入。 この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象で引受保険会社が破綻した場合、次のとおり補償される。 ①保険金・満期返れい金・基本年金・解約返れい金等は90%まで補償。ただし、破綻後の予定利率見直し等により、当初定められていた金額の90%を下回る場合あり。 ②主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%より補償割合が引下がる場合あり。 ③破綻時移行の一定期間内にこの契約を解除される場合、解約返れい金が削減され、90%より補償割合が引下がる場合あり。			

詳細については各取扱金融機関に直接確認してください。

年金財形貯蓄の商品概要

※詳細は各社所定のパンフレットを御参照ください。

貯 蓄 の 種 類	貯 蓄 の 概 要	積立期間
財 形 年 金 預 金 (都銀・地銀・県信連) (信 金 ・ 労 金)	①積立金は1年複利の期日指定定期で受入れ。 ②一定時期に元利合計額をまとめ年金支払回数の同型定期預金に均等額で振分け。 ③それぞれの定期の満期日に元利金を年金給付。	5年以上
財 産 形 成 年 金 信 託 (信 託 銀 行)	①積立金は金銭信託で受入れ。 ②収益金は自動的に元本に組入れ。 ③予定配当率は各社毎に毎月発表する。 ④半年複利。 (利率調整金は、信託銀行ごとに若干異なることがある。)	5年以上
財 形 定 期 預 金 (新 生 銀 行)	①積立金は財形定期預金(半年複利型)で受入れ。 ②年金受取時は当行試算レートで一回あたりの受取額を設定する為、実際の金利水準が試算レートを下回った場合は受取期間が短縮される。 ③1円から無駄なく半年複利(5年毎に利息を元加)で運用。	5年以上
株 式 投 資 信 託 (証 券 会 社)	①積立金で株式組入上限30%の財形専用株式投資信託「財形株投(年金・住宅財形30)」を購入。 ②株式部分の運用は東証株価指数に連動するシステム運用で行い、残りの部分は、公社債等で運用する。 ③毎年1回、利息等収益を中心に分配を行い、自動的に再投資。 ④元本の保証はなし。	5年以上
財 形 年 金 積 立 保 険 (生 命 保 険 会 社)	①お預り金は年金受取を目的とする貯蓄積立保険で運用。 ②毎月又はボーナス時に給与天引きより払込まれる保険料から③の災害死亡保障に充てる部分を控除した金額に対しその時の所定の予定利率で付利して積み立てられる。配当金額は、それぞれの支払時期の前年度決算により決定する。運用実績によっては、配当金が支払われないこともある。 ③災害による死亡・高度傷害の場合、事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額の災害死亡・災害高度障害保険金等が支払われる(年金支払開始日前に死亡、または所定の高度障害状態に該当した場合。) ※財形法の改正又は金利水準の低下などの著しい経済変動その他の事情の変更に、特に必要があると認めたときには主務官庁の許可を得て、普通約款の規定又は保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがある。変更する場合には、事前にその旨を通知する。	5年以上 ※賞与のみ積立の場合は6年以上
財 形 年 金 傷 害 保 険 (損 害 保 険 会 社)	①年金支払いを目的とする貯蓄型保険。 ②年金支払開始前の傷害による死亡又は重度後遺障害の場合払込保険料累計額の5倍+契約者配当(加入2年目以降)を支払う(契約者配当は保険料のうち積立部分の運用益が予定の額を超えた場合に支払う。) ③最低保険料3,000円からの引受。 ※財形法の改正又は金利水準の低下などの著しい経済変動その他の事情の変更に、特に必要があると認めたときには主務官庁の許可を得て、普通約款の規定又は保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがある。変更する場合には、事前にその旨を通知する。	5年以上

据置期間	受 取 方 法			中 途 解 約 の 条 件	貯蓄・契約の 保 護 概 要
	受取期間	受取回数	年金種類		
最終預入日から6か月以上5年以内	5年以上 20年以内	3か月毎 払い	①逓増型のみ	①払戻時から遡って5年間の利子が追徴課税。 ②原則として期間対応利率1年未満は中途解約利率。	預金保険機構により、元本1千万円までとその利息を保護。
最終預入日から3か月以上5年以内	5年以上 20年以内	3か月毎 (年4回)	①定額型 ②逓増型	①所定の解約手数料を差し引く。 ②払戻時から遡って5年間の利子が追徴課税。	
最終預入日から5年以内	5年以上 20年以内	毎月払い 3か月毎 払い	①定額型 ②定率逓増型	①年金受取時は無料。 目的外解約時は10,000円につき20円 の中途解約調整金が差し引かれ払出 日から遡って5年間の利子に対して 20.315%課税。	
据置なしあるいは5年以内	5年以上 20年以内	3か月毎 (年4回)	①定口数型 ②定口数逓増型 (3年ごとに 受取口数を 増やす。)	①払出し時から遡って5年間の収益分配 金に対し20.315%課税。 ②解約手数料なし。	・顧客の資産は証券会社の資産 と分別して保管され、破綻が 生じても顧客の資産はそのまま 返還される。 ・返還に支障が生じた場合は、 投資者保護基金が1千万円ま で補償。
最終預入日から5年以内	確定年金 (6年、10 年、15年受 取)又は10 年保証終身 年金(定額 型、逓増型) から選択で きる。 *	年4回受 取または 年1回受 取から選 択できる。 *	①確定年金(6 年、10年、15 年)定額型 ②10年保証終身 年金 定額型、 逓増型 から選択 *	①2年未満の場合に限り、解約控除がある。 (解約控除率) ・1か月目: 0.575%。 ・2か月目以降毎月0.025%ずつ 減少し24か月目以降ゼロになる。 (適用金利、解約控除率は生命保険各 社毎に若干異なることがある。) ②解約された場合は、原則として要件違反となり、 差益に対して一時所得課税扱いとなる。 また、年金開始日以後5年以内に一括払い(解約) された場合、すでに非課税で受け取っ ている差益に対しても遡及して20.315%源泉 分離課税される。 ※返戻金が払込保険料累計額を下回ることも ある。 積立金は、払込保険料から災害死亡保険金 などの支払いや契約の維持運営にあてられ る経費を月々控除したものに、予定利率を 付利して積み立てられたもの。このため、 毎月一定額を継続して払込んだ場合は、契 約後*47か月以内に解約をすると、返戻金が 払込保険料累計額より少ない金額になる。 なお、この期間は、途中で保険料を増額し た場合等に*47か月間を超えることがある。 また、他金融機関からの預替えにより生命 保険の財形商品に加入した場合にも、当初 の積立金は預替え時の元本を下回ることが ある。 ③年金開始後の解約について、10年保証終身 年金は年金支払開始日以降の解約は取り扱 わない。	生命保険契約者保護機構 ・保険会社の業務または財産の 状況の変化により、保険金額、 年金額、給付金額等が削減さ れることがある。 ・保険会社は、保険業法にもと づき設立された生命保険契約 者保護機構に、会員として加 入している。会員である生命 保険会社が破綻に陥った場 合、生命保険契約者保護機構 により保険契約者保護の措置 が図られるが、この場合でも、 保険金額、年金額、給付金額 等が削減されることがある。
*内容については各取扱保険会社にお問い合わせください。					
最終預入日から5年以内	5年、(6 回)以上	年1回払	①定額型 ②定額逓増型	①手数料なし。 その時点における積立金と配当金 が支払われる。 ②中途解約時の解約金等は一時所得 として所得税の課税対象となる。 (解約時の差益に対して一時所得 扱いが適用される。) ※所定の予定利率で毎月一定額を継続して 払込んだ場合は、契約後所定の期間内に 解約をすると、返戻金が既払保険料より 少ない金額になる。 なお、この期間は途中で保険料を増額し た場合、又は一部払出しを行った場合等 に所定の期間を超えることがある。	9ページ参照。

取扱金融機関のお問合せ先

※電話でのお問合せは「平日 9 時から17時まで」にお願いします。

	取 扱 金 融 機 関	郵便番号	住 所	T E L	F A X
普通銀行等	◎埼玉りそな銀行 県庁支店	330-0063	さいたま市浦和高砂3-15-1	048-822-3321	048-824-1939
	武蔵野銀行 県庁前支店	330-0063	さいたま市浦和高砂4-3-15	048-864-7111	048-863-1752
	中央労働金庫 埼玉県本部	330-8552	さいたま市浦和高砂4-4-17	048-836-5511	048-844-0099
	埼玉県信連 業務部	330-9001	さいたま市浦和高砂3-12-9	048-829-3528	048-829-3585
	埼玉縣信用金庫 浦和支店	330-0062	さいたま市浦和区仲町2-4-1	048-829-2411	048-824-5574
	SBI新生銀行 リテールオペレーション部 財行事務センター	103-8303	東京都中央区日本橋室町2-4-3	0120-511-025	03-6772-1084
信託銀行	○三井住友信託銀行 (旧中央三井信託銀行) 浦和支店財務相談課 (新規募集事項) 品川事務センター (退職・住所変更等)	330-0063 141-0031	さいたま市浦和高砂1-12-1 東京都品川区西五反田7-10-4 ルーシットスクエア五反田3F	0120-857-330 03-5435-3341	048-825-4534 03-5435-3347
	みずほ信託銀行 浦和支店 信託業務課	330-0063	さいたま市浦和高砂2-12-10		
	三菱UFJ信託銀行 財行事務センター	170-8610	東京都豊島区西池袋1-7-7東京西池袋ビル	0120-311-288	
証券会社	○SMBC日興証券 制度商品業務部	135-8532	東京都江東区木場 1-5-55	0120-250-221 (9:00~16:00)	
	野村證券 財行事務センター	103-8790	日本橋郵便局私書箱第185号	0120-148-604	03-6220-5590
	大和証券 制度事務部 財行事務グループ	135-0016	東京都江東区東陽 2-3-2	03-5633-6254	03-5683-3138
生命保険会社	○第一生命 財形課	135-8120	東京都江東区豊洲3-2-3 豊洲キュービックガーデン	0120-998-665	
	日本生命 東京職域 サービスセンター	108-0014	東京都港区芝4-1-23 三田NNビル	0120-981-535	
	朝日生命 企業保険部(財形保険)	206-8611	東京都多摩市鶴牧 1-23	0120-330-323	042-338-3221
	住友生命 年金サービス室 財形グループ	540-8512	大阪府大阪市中央区城見1-4-35	0120-307-506 スミセイコールセンター	06-6937-7333
	明治安田生命 浦和支社	330-0063	さいたま市浦和高砂2-14-18 高砂センタービル5F	048-829-2745	048-829-2775
	大樹生命 お客様サービスセンター 年金共済・財形管理グループ	277-8655	千葉県柏市東上町8-18	04-7162-3246	04-7166-4839
損害保険会社	○三井住友海上 財行事務集中センター	192-8518	東京都八王子市高倉町 9-1	0120-274-272	
	あいおいニッセイ 同和損保 埼玉支店	338-8557	さいたま市中央区上落合1-12-16	050-3462-8326	048-853-6523
	損害保険ジャパン 埼玉中央支店	330-0854	さいたま市大宮区桜木町4-82-1 損保ジャパン大宮第2ビル6階	048-648-6063	048-648-6084

※◎は総幹事金融機関、○は幹事金融機関

※三井住友信託銀行（旧住友信託銀行）については、新規の受付は行っておりません。既に参加されている方の積立金額の変更等のみを行っています。
三井住友信託銀行（旧住友信託銀行）コンサルティング営業課 〒330-8511 さいたま市大宮区大門町1-32
TEL 0120-353-284 FAX 048-647-4645
退職・住所変更等の連絡先：法人事務センター 〒560-8572 大阪府豊中市新千里西町1-1-3 TEL 0120-684-648

※富国生命については、新規の受付は行っておりません。既に参加されている方の積立金額の変更等のみを行っています。
富国生命 団体収納サービスグループ 財形担当 〒270-1352 千葉県印西市大塚2-10
TEL 0476-47-5207 FAX 0476-47-5319

※マニライフ生命（第百生命からの移転契約）については、新規及び増額の受付は行っておりません。既に参加されている方の取扱の変更等のみを行っています。
マニライフ生命 収納グループ 企業保険チーム 〒163-1430 新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー30階 TEL 03-6331-6620